附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による組合員被扶養者証、別紙様式第十五号の三による高齢受給者証、別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証、別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証、別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書、別紙様式第三十九号による船員組合員証、別紙様式第四十号による船員組合員被扶養者証及び別紙様式第四十三号による船員組合員療養補償証明書は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の三、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三、別紙様式第二十四号の二、別紙様式第三十九号、別紙様式第四十号及び別紙様式第四十三号の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第十五号の三、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三、別紙様式第二十一号の三、別紙様式第二十四号の二、別紙様式第三十九号、別紙様式第四十号及び別紙様式第四十三号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第43号

船員組合員療養補償証明書

本人	記号		番号	（枝番）	
	氏名			生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日
	組合員証資格取得年月日	令和　年　月　日			
乗組船舶	船舶名			総トン数	
傷病・事故発生の日時及び場所	日時	令和　年　月　日		午前 午後	時　分頃
	場所				
傷病	1　疾病　2　負傷			部位	
船員法第八十九条第二項該当	下船の場所及び年月日	下船港			
		下船年月日	令和　年　月　日	下船後三月満了年月日	令和　年　月　日

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

所在地

支部長

名　称

住　所

船　長

氏　名

備考　様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙様式第43号

船員組合員療養補償証明書

本人	組合員証記号番号				
	氏名			生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日
	組合員証資格取得年月日	令和　年　月　日			
乗組船舶	船舶名			総トン数	
傷病・事故発生の日時及び場所	日時	令和　年　月　日		午前 午後	時　分頃
	場所				
傷病	1　疾病　2　負傷			部位	
船員法第八十九条第二項該当	下船の場所及び年月日	下船港			
		下船年月日	令和　年　月　日	下船後三月満了年月日	令和　年　月　日

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

所在地

支部長

名　称

住　所

船　長

氏　名

備考　様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。